

お子さんが感染症にかかった場合の登園について

保育所は、抵抗力が弱く身体も未熟な子どもたちが、一緒に長い時間生活をともにする場所です。保育所での感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことは、子どもたちが安心して通園する際にとっても大切です。

お子さんに感染症の症状が見られるときは医療機関を受診し、感染症の診断を受けたときは、保育所での集団生活ができる健康状態に回復し、登園して良いことを医師に確認してから登園を再開するよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、次の感染症にかかった場合は、登園を再開する際に医師が記載した下記の意見書を保育所に提出してください。

【意見書の提出が必要な感染症】

麻疹（はしか）、インフルエンザ、風しん、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜炎（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）

※状況に応じて、対象となる感染症を一時的に追加する場合があります。

お友だちとみんなで、楽しく、快適に保育所での生活が送られるよう、保護者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

----- 切り取り線 -----

※ 医療機関に記載を依頼してください（医療機関独自の様式でも構いません）

意見書

保育所（園）長 様

児童氏名 _____

病名 { _____ }

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、_____月_____日から登園可能と判断します。

_____年 _____月 _____日 医療機関名

医師名

印

※医療機関名、医師名はゴム印でも構いません。

診察医のみなさまへ

市では、保育所の入所児童が感染症をり患した際は、保育所での集団生活が可能な状態であり、保育所内での集団発生や流行につながらない状態となつてからの登園再開となるよう保護者に求めています。

一部の感染症にり患した児童につきましては、登園再開の際に医師記載の意見書を保育所に提出することとしておりますので、本意見書の記載を含め、子どもの健康状態が回復してからの登園再開となるようご配慮いただきますようお願いいたします。

滑川市教育委員会子ども課